

任期満了評議員再任規定

(平成 20 年 2 月 6 日制定)
(平成 24 年 12 月 1 日改定)
(平成 26 年 12 月 6 日改定)

第 1 条 本規程は会則第 12 条第 4 項に基づき制定されたものである。任期を満了する評議員の再任に際しては、理事会が当該評議員の任期中の責務の遂行度を考慮して再任候補者を決定し、評議員会および総会の承認を得るものとする。

第 2 条 評議員の定員は会則第 11 条の定めによる。

第 3 条 任期満了評議員で再任を希望する者は定められた資格審査資料を事務局に提出し、会員委員会(同委員会が存在しない場合、代替者が既に定められていれば当該代替者、代替者が定められていない場合は理事長が指名する者、以下同)はこれを審査し、その結果を理事会に提出する。理事会は、再任の適否を判定する。

2 3 月 31 日時点で満 65 歳以上となる評議員は、当該時点が任期途中であればその時点で評議員資格を喪失し、当該時点が任期満了の時であればその時点で評議員再任資格を喪失する。

第 4 条 再任審査の項目および配分基準点数は、以下の通りとする。

- (1) 会費納入: 1 年次 10 点、最大 30 点
 - (2) 評議員会出席: 1 回 10 点、最大 30 点 (なお、新規に登録される評議員は、承認を受ける年の評議員会には出席の資格がないことから、その年は承認を資格とし 10 点を与える。)
 - (3) 役員投票参加: 10 点
 - (4) 新会員推薦: 1 件 5 点、最大 15 点
 - (5) Journal of Toxicologic Pathology 査読(担当編集委員を務めた場合は 1 件と数える): 1 件 5 点、最大 15 点
 - (6) 役員・委員・次期役員等: 10 点(件数を問わない)
 - (7) 年次学術集会・教育セミナー・スライドカンファレンスにおける座長: 1 件 3 点、最大 9 点
 - (8) 年次学術集会における指定演題および教育セミナー・スライドカンファレンスにおける発表: 筆頭 発表者 1 件 5 点、共同発表者 1 件 3 点、最大 15 点
 - (9) 年次学術集会における一般演題発表および参加: 筆頭発表者 1 件 3 点、共同発表者 1 件 2 点、参加 1 回 1 点、最大 11 点
 - (10) Journal of Toxicologic Pathology 発表: 筆頭/責任著者 1 件 5 点、共同著者 1 件 3 点、最大 15 点
- ・ 以上の内、(1)~(6)は事務局が資料を作成し、(7)~(10)は証拠書類を添えた自己申告資料を事務局が確認する。
 - ・ 各項目については、任期満了前年の 6 月 30 日を起点として遡る 3 年間の資料を評

- 価対象とする。
- ・満点は、160 点である。

第 5 条 任期満了評議員再任の手順は、以下の通りとする。

- (1) 事務局は、任期満了時に満 65 歳未満である評議員に対し、任期満了前年の 6 月 30 日までに、翌年 3 月 31 日に任期が満了することを報せ、資格更新希望の有無を表明する回答用紙と項目(7)-(10)に関する自己申告票を送付し、9 月 15 日までの返答を求める。なお、返答にあたっては、自己申告票への、しかるべき証拠書類(抄録集のコピー、論文別刷など)の添付を求める。
- (2) 事務局は、9 月 30 日までに資格更新希望の有無に関する回答書・自己申告票・添付資料の回収と、事務局としての資料整理を実施し、完了後直ちに会員委員会 委員長にその資料を提出する。
- (3) 会員委員会 委員長は、委員会を招集して資格審査を行う。資格審査においては、事務局の協力の下に、資格更新を希望する者それぞれについて、各項目の結果を数値化し、合計獲得点数を算出する。
- (4) 会員委員会 委員長は、資格更新を希望する者それぞれの合計獲得点数とその内訳を、11 月 30 日 までに、理事長に報告する。
- (5) 会員委員会 委員長は、理事長の事前内諾の下に、12 月(または直近)開催の理事会会合において資格審査結果を報告する。
- (6) 理事会は、審議の上、資格更新候補者を決定して、評議員会・総会に推薦する。
- (7) 評議員会・総会は、理事会より推薦された候補者の資格更新の可否について、議決する。
- (8) 事務局は、資格更新に関する最終結果に基づき、当該候補者への通知を含む諸般の手続等について、適宜対応する。